

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正について

準中型免許制度の創設を契機に、貨物自動車の運転に係る更なる安全対策を図るため、平成29年3月12日より施行されます。**特に初任運転者教育につきましては、実施時間及び内容について拡充**されることから、事業者、運行管理者におかれましては今一度確認をおねがいします。

(1) 従業員に対する指導及び監督について(毎年実施)※実施記録は3年間保管 改正後(平成29年3月12日以降)

①トラックを運転する場合の心構え	①トラックを運転する場合の心構え
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項	②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項
③トラックの構造上の特性	③トラックの構造上の特性
④貨物の正しい積載方法	④貨物の正しい積載方法
⑤過積載の危険性	⑤過積載の危険性
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項
⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法	⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	⑨運転者の運転適性に応じた安全運転
⑩交通事故に関わる運転者生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	⑩交通事故に関わる運転者生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
⑪健康管理の重要性	⑪健康管理の重要性
	⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法



先進安全自動車(ASV)や、衝突軽減ブレーキ、定速走行・車間距離制御装置(ACC装置)、ふらつき注意喚起装置などの性能や、注意点運転方法を指導のこと。

(2) 初任運転者教育について

現行

- ① 安全な運転に関する基本的事項
 - ② トラックの構造上の特性と日常点検の方法
 - ③ 交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ④ 危険の予知及び回避
- 乗務による安全運転方法の指導 座学6時間以上
(実車指導はできる範囲で)

改正後

上記12項目 座学15時間以上

《新設》

乗務による安全運転方法の指導 20時間以上
(実車指導)



初任運転者教育について

現行

「安全な運転に関する基本的事項」「トラックの構造上の特性と日常点検の方法」「交通事故を防止するために留意すべき事項」「危険の予知及び回避」の4項目について合計6時間以上教育実施後、できる範囲で実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を添乗指導により指導

一般的な指導及び監督内容(4項目) (座学) 6時間以上 + 乗務による安全運転方法の指導 (実車) ※できる範囲で実施 6時間以上

改正後(平成29年3月12日以降)

一般的な指導及び監督内容 (改正後の12項目) 15時間以上 + 乗務による安全運転方法の指導 (実車)《新設》 20時間以上 35時間以上

- ※ 積載方法、日常点検及びトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導
- ※ 平成29年3月12日より、合計35時間以上の初任運転者教育が必要になります。
- ※ 乗務による安全運転の指導につきましても、実施後の記録保存(3年保存)が必要です。